

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年11月22日
【会社名】	日本カーボン株式会社
【英訳名】	Nippon Carbon Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮下 尚史
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀一丁目10番7号
【電話番号】	03(6891)3730(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 業務統括部長 今井 浩二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀一丁目10番7号
【電話番号】	03(6891)3730(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 業務統括部長 今井 浩二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 103,044,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日本カーボン株式会社大阪支店 (大阪市北区西天満4丁目11番22号(阪神神明ビル内)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	18,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

（注）1．募集の目的及び理由

平成30年8月24日付「特定譲渡制限付株式報酬制度（従業員向け）の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社従業員（以下、「付与対象者」といいます。）が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進める事で、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、また、付与される株式に譲渡制限期間を設定する事で、中長期的かつ継続的な勤務を促すことを目的として、特定譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、平成30年8月24日の取締役会で決議しております。

その上で、当社は、平成30年11月22日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、付与対象者186名に対し、金銭債権合計103,044,000円（以下、「本金銭債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく平成30年11月22日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である付与対象者186名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式18,600株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

なお、本割当株式は、引受けを希望する付与対象者に対してのみ割り当てるものであり、当該付与対象者に対して現物出資するための本金銭債権が当社から支給されるものであるため、本制度の導入によって当社の従業員賃金が減額されることはありません。

< 特定譲渡制限付株式割当契約の概要 >

当社は、付与対象者との間で個別に特定譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2018年12月10日から2019年12月9日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

付与対象者が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了の直後の時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、付与対象者が死亡により当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も喪失した場合の取扱いは、下記(3)に記載のとおりとする。

(3) 付与対象者の死亡によって退職又は退任した時の取扱い

譲渡制限の解除時期

死亡により退職又は退任した直後の時点

譲渡制限の解除対象となる株式数

付与対象者が死亡によって退職又は退任した時点において保有する割当株式の数

(4) 当社による無償取得

上記(2)および(3)等の事由により、譲渡制限が解除されなかった割当株式について、当社は、当該解除時点後、当該株式を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において付与対象者が保有する割当株式数に、割当株式の払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る月数(12)で除した数を乗じた数（1株未満の端数は切り捨て）の株式について、当該組織再編等に関する効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

(6) 株式の管理

割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、付与対象者がみずほ証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各付与対象者が保有する割当株式の口座の管理に関連してみずほ証券株式会社との間において契約を締結しており、また、当社は付与対象者に対し、当該譲渡制限等の内容につき別途同意を取得している。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	18,600株	103,044,000円	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	18,600株	103,044,000円	-

- (注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を付与対象者に割り当てる方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。
3. 現物出資の目的とする財産は付与対象者に対して本制度に基づき支給される金銭債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)	内容
当社の従業員: 186名	18,600株	103,044,000	福利厚生の一環として支給される金銭債権

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
5,540	-	100株	(自) 2018年12月8日 (至) 2018年12月9日	-	2018年12月10日

- (注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を付与対象者に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。
3. 本自己株式処分は、本制度に基づき支給される金銭債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
日本カーボン株式会社 本店	東京都中央区八丁堀一丁目10番7号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

- (注) 本制度に基づき支給される金銭債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	100,000円	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づき支給される金銭債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第159期（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）平成30年3月28日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度 第160期第1四半期（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）平成30年5月10日 関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第160期第2四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）平成30年8月10日 関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第160期第3四半期（自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日）平成30年11月7日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年11月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年3月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年11月22日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年11月22日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本カーボン株式会社 本店
（東京都中央区八丁堀1丁目10番7号）
日本カーボン株式会社大阪支店
（大阪市北区西天満4丁目11番22号（阪神神明ビル内））
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。